

# ひたちなか市第3次エコオフィス計画 ～地球温暖化対策実行計画～

2018年  
ひたちなか市

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1-1 計画の背景と目的
- 1-2 本計画の位置付け

## 第2章 市の地球温暖化対策の取組状況

- 2-1 これまでの地球温暖化対策の取組
- 2-2 市第2次エコオフィス計画の取組結果（2016年度現在）
  - 2-2-1 温室効果ガス総排出量の削減状況
  - 2-2-2 重点項目（電気使用量及びガソリン使用量）の削減状況
  - 2-2-3 太陽光発電システムの導入状況
  - 2-2-4 省エネルギー機器の導入状況

## 第3章 市第3次エコオフィス計画

- 3-1 対象ガス
- 3-2 対象事務事業
- 3-3 期間
- 3-4 目標
  - 3-4-1 個別目標①（公共施設使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減目標）
  - 3-4-2 個別目標②（公用車使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減目標）

## 第4章 市第3次エコオフィス計画（短期）

- 4-1 期間
- 4-2 目標
  - 4-2-1 個別目標①（公共施設使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減目標）
  - 4-2-2 個別目標②（公用車使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減目標）
- 4-3 温室効果ガス総排出量削減のための具体的な取組
  - 4-3-1 公共施設使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減の取組
  - 4-3-2 公用車使用に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減の取組
- 4-4 その他の取組
  - 4-4-1 水資源の有効利用及び水使用量の削減
  - 4-4-2 紙資源の有効利用及び紙使用量の削減
  - 4-4-3 廃棄物の抑制・リサイクルの推進
  - 4-4-4 グリーン購入の推進
- 4-5 地域への取組

## 第5章 計画の進捗管理

- 5-1 推進体制
- 5-2 進捗管理の仕組み
- 5-3 職員に対する意識啓発
- 5-4 公表
- 5-5 計画の適用

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画の背景と目的

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

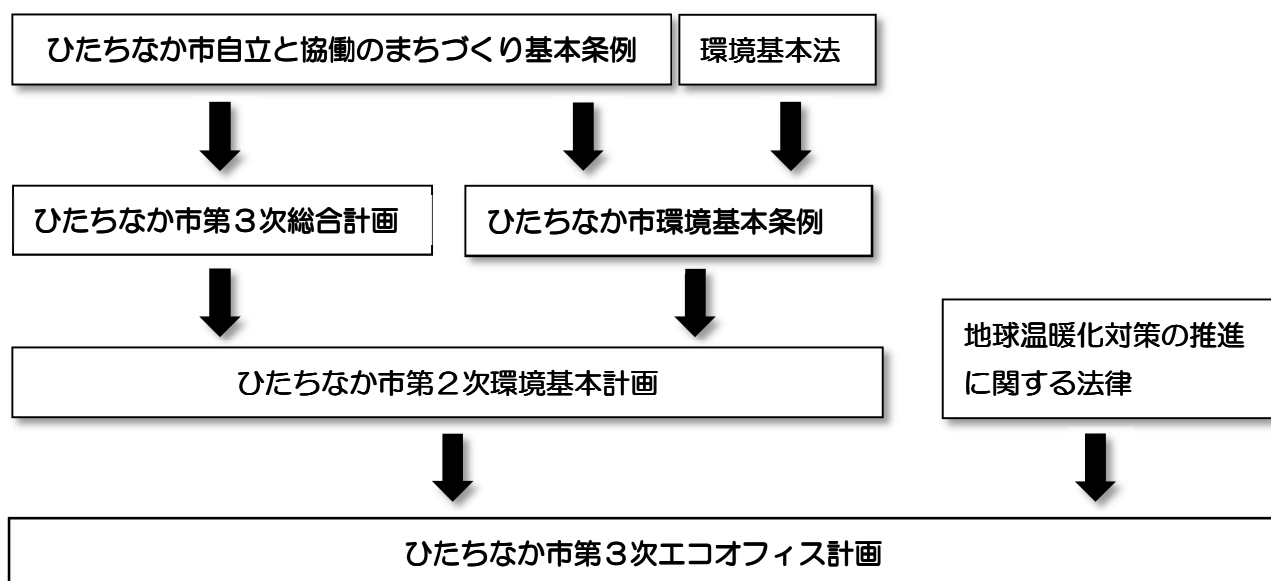
2015年には、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、ここで、パリ協定が採択されました。パリ協定は、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書であり、全ての締結国による温室効果ガス削減に向けた取組を前提とする平成32年（2020年）以降の法的枠組みを定めています。我が国では、COP21に先立ち、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%削減（2005年度比で25.4%削減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、地球温暖化対策と密接に関係するエネルギー政策についても、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響で、原発に依存するエネルギー政策の大幅な見直しが求められているところです。

このような背景を踏まえ、本市では、地域のリーダーとなる事業者として、職員ひとり一人の環境意識の高揚を図り、また、省エネルギー化の取組等による温室効果ガス排出の削減を推進するため、「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」を策定します。

## 1-2 本計画の位置付け

ひたちなか市環境基本条例に基づくひたちなか市環境基本計画は、市の環境行政の理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向等を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。ひたちなか市エコオフィス計画は、環境基本計画で定めた地球温暖化対策に関する取組を具現化する実行計画です。また、このエコオフィス計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条」に基づく、「地方公共団体実行計画」として策定するものです。



## 第2章 市の地球温暖化対策の取組状況

### 2-1 これまでの地球温暖化対策の取組

表 エコオフィス計画の策定状況

時期	取組内容
2003年11月	ひたちなか市エコオフィス計画策定（2003年度～2012年度）
2013年5月	ひたちなか市第2次エコオフィス計画策定（2013年度～2017年度）

### 2-2 市第2次エコオフィス計画の取組結果(2016年度現在)

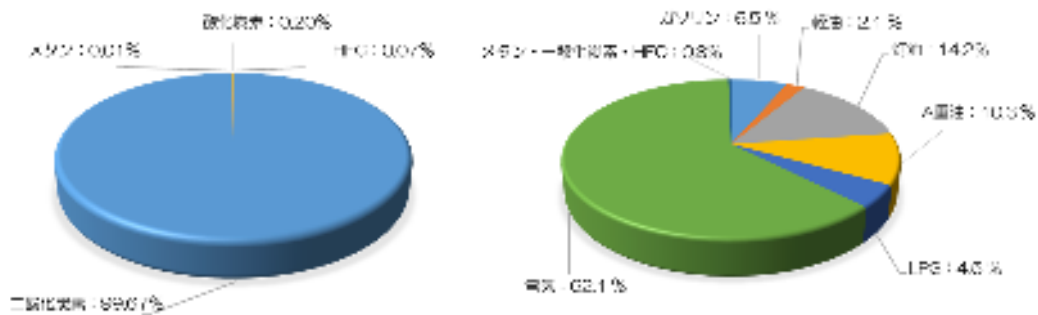
#### 2-2-1 温室効果ガス総排出量の削減状況

計画の目標では、温室効果ガス総排出量を2010年度比で1.3%削減することとしました。

直近の2016年度の結果は、2010年度比で11.5%削減されており、大幅に目標を達成していました。2016年度において、温室効果ガスの中で最も割合が多いのは、エネルギー使用による二酸化炭素の排出でした。また、主要エネルギー別の使用量割合では、電気使用量が約6割を占めていました。

表 温室効果ガス総排出量の2010年度比削減率の推移

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
温室効果ガス総排出量の削減率	5.5%	10.2%	12.2%	11.5%



温室効果ガスの内訳 (2016年度)

主要エネルギーの使用割合 (2016年度)

#### 2-2-2 重点項目(電気使用量及びガソリン使用量)の削減状況

計画の目標では、電気使用量を2010年度比で1.5%削減、ガソリン使用量を2010年度比で5%削減することを目標としました。

電気使用量は、直近の2016年度において、2010年度比で10.9%削減されており、大幅に目標を達成していました。

ガソリン使用量は、直近の2016年度において、2010年度比で0.9%削減されていましたが、目標を達成することはできませんでした。

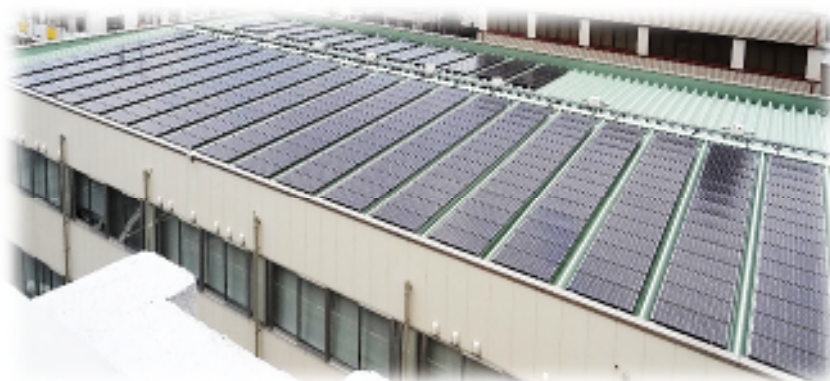
表 電気使用量及びガソリン使用量の平成2010年度比削減率の推移

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
電気使用量削減率	8.6%	13.0%	11.8%	10.9%
ガソリン使用量削減率	-4.4%	-1.8%	0.6%	0.9%

## 2-2-3 太陽光発電システムの導入状況

表 太陽光発電システムの導入状況

年度	施設名	太陽光発電	蓄電池
2013 年度	大島中学校	10kw	15kwh
	地方公設卸売市場	50kw	—
	総合福祉センター	10kw	10kwh
	しあわせプラザ	10kw	10kwh
	老人福祉センター高場荘	10kw	10kwh
	金上ふれあいセンター	10kw	10kwh
2014 年度	田彦小学校	10kw	15kwh
	那珂湊第一小学校	10kw	15kwh
	那珂湊中学校	10kw	15kwh
	那珂湊保健相談センター	10kw	10kwh
	市役所第3分庁舎	80kw	—
2015 年度	勝倉小学校	10kw	15kwh
2016 年度	勝田第二中学校	10kw	15kwh



第3分庁舎の太陽光発電システム

## 2-2-4 省エネルギー機器の導入状況

公共施設の修繕時等においては、高効率な照明機器等の省エネルギー機器を導入し、消費電力の削減に努めました。

2016年度は、市役所本庁舎のエレベーター更新や第2分庁舎のエアコン更新を行うとともに、各庁舎に、高効率な蛍光灯の安定器を導入しました。また、ヘルスケアセンター、市営アパート、下水浄化センター、保育所、幼稚園、小中学校、公園、駐車場、街路灯では、一部の照明をLED化する等の環境に優しい省エネ型照明機器を導入しました。

## 第3章 市第3次エコオフィス計画

本計画は、2016年5月に策定された国の「地球温暖化対策計画」に即して策定するものです。

### 3-1 対象ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象としている7種類の温室効果ガスのうち、排出量が極めて少なく、把握及び算定が容易でないガス種類を除いた、二酸化炭素、一酸化窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボンの4種を対象とします。

表 本計画の対象となるガス

ガス種類	主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼等
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車使用における燃料の燃焼等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車使用における燃料の燃焼等
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコン使用等

### 3-2 対象事務事業

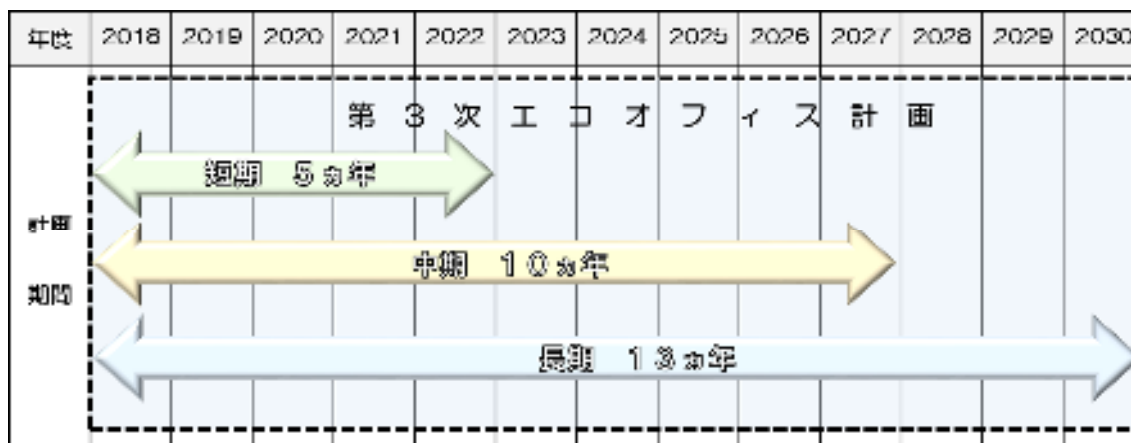
本が実施する全ての事務事業のうち、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲を対象（公共施設、公用車）とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、委託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出削減の取組（措置）を講ずるよう要請します。

### 3-3 期間

本計画の期間は、2018年度から2030年度の13カ年とします。

なお、計画期間内において、短期（5カ年）、中期（10カ年）、長期（13カ年）における目標を設定し、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、目標や取組内容を見直します。



計画期間のイメージ図



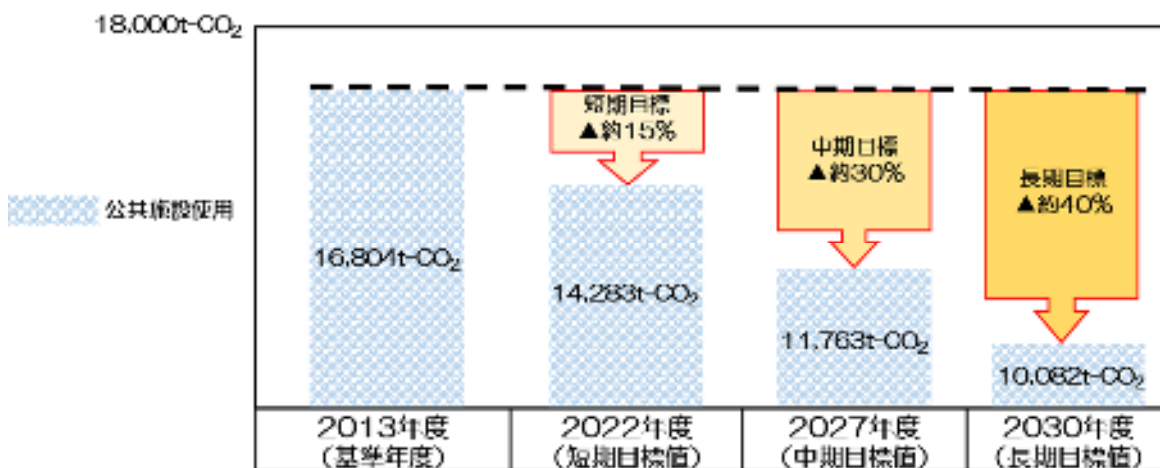
### 3-4 目標

対象の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量を、2030年度までに2013年度比で約40%削減します。また、短期目標を約15%削減、中期目標を約30%削減、長期目標を約40%削減とします。

なお、公共施設使用及び公用車使用に伴う温室効果ガス排出量については、各々個別の目標値を設定し取組を推進します。

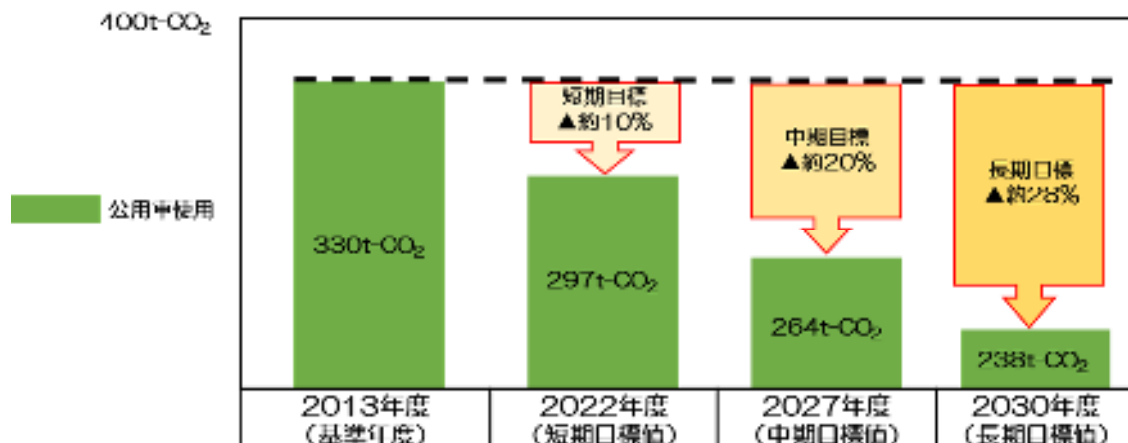
#### 3-4-1 個別目標①（公共施設使用に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標）

短期目標を約15%削減、中期目標を約30%削減、長期目標を約40%削減とします。



#### 3-4-2 個別目標②（公用車使用に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標）

短期目標を約10%削減、中期目標を約20%削減、長期目標を約28%削減とします。



## 第4章 市第3次エコオフィス計画(短期)

### 4-1 期間

短期計画の期間は、2018年度から2022年度の5カ年とします。

### 4-2 目標

対象の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量を、2022年度までに、2013年度比で約15%削減します。

#### 4-2-1 個別目標①（公共施設使用に伴う電気使用量の削減目標）

公共施設使用に伴う温室効果ガス排出量のうち、大半を占める電気使用量を、重点削減項目とし、2022年度までに、2013年度比で約15%削減します。

#### 4-2-2 個別目標②（公用車使用に伴うガソリン使用量の削減目標）

公用車使用に伴う温室効果ガス排出量のうち、大半を占めるガソリン使用量を、重点削減項目とし、2022年度までに、2013年度比で約10%削減します。

### ～事務事業のコベネフィット～

コベネフィットとは、1つの活動が、様々な利益に繋がっていき、相乗利益を実現できることをいいます。本計画では、コベネフィットの考えをもとに、事務事業の中で、温暖化対策の取組を推進しながら、同時に他の課題を解決できるような取組を目指します。

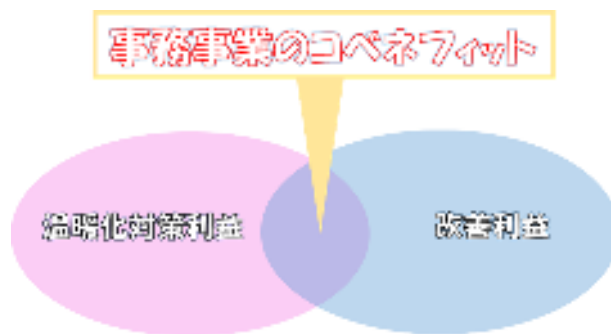


表 コベネフィットの効果

取組		改善利益	温暖化対策利益
電気使用量の削減	職員による節電	電気代の削減	CO <sub>2</sub> 削減
	適正な施設管理	電気代の削減	
施設管理の効率化			
ガソリン使用量の削減	職員によるエコドライブ	燃料代の削減	
		交通安全の向上	
	次世代自動車の導入	タイヤの摩耗減少	
		燃料代の削減	



## 4-3 温室効果ガス総排出量削減のための具体的な取組

### 4-3-1 公共施設使用に伴う温室効果ガス総排出量の削減の取組

#### 日常の取組（ソフト面）

##### 【1】事務機器の適正な使用

- パソコン及びプリンターは、退庁時や外出、会議等で長時間使用しない場合には電源を切ります。
- パソコンは、業務に支障がない限り、省電力モードで使用し、昼休みはスリープまたはスタンバイ状態にします。
- 節電タップを導入し、待機電力を削減します。



##### 【2】照明の適正な使用

- 昼休みや夜間残業時、窓口業務を除き、不要な照明は消灯します。
- また、日中についても、執務や安全衛生上支障がない場合は消灯します。

##### 【3】空調機器の適正な使用

- クールビズ等の推進やブラインド等の活用により、執務室の室温設定を夏季 28℃、冬季 20℃を目安とします。



##### 【4】電気機器使用方法の見直し

- 業務に関係ない電気機器（電子レンジ、冷蔵庫等）の管理及び使用方法を適宜見直し、余計な電気機器は極力使用しないように努めます。

### ～節電しながら健康増進～

- 週 1 回は、ノー残業デーとし、職員のワークライフバランスの充実に貢献します。
- 庁舎の移動等の際は、階段利用を促進し、運動の習慣化に貢献します。



## 施設等の整備・管理（ハード面）

### 【1】事務機器の適正な導入

パソコンやプリンター、複合機等の集中管理を徹底し、台数の見直しを行います。

### 【2】再生可能エネルギー設備の導入

施設の新設・改修にあたっては、太陽光発電システム等の導入に努めます。

### 【3】省エネルギー設備の導入

施設の新設・改修にあたっては、LED 照明等を導入に努めます。

### 【4】照明及び空調機器の適正な管理

照明機器及び空調機器については、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めます。

## 4-3-2 公用車使用に伴う温室効果ガス総排出量の削減の取組

### 目常の取組（ソフト面）

#### 【1】エコドライブの徹底

- 緩やかにアクセルを踏んで発進します。
- 車間距離にゆとりをもって、加速減速の少ない運転をします。
- 減速時は早めにアクセルを離します。
- エアコンを適正に使用します。
- 無用なアイドリングを避けます。
- エンジンをかけたらすぐに出発します。
- 渋滞を避け、時間に余裕をもって出発します。
- タイヤの空気圧を定期的を確認します。
- 不要な荷物を降ろします。
- 走行の妨げとなる駐車は避けます。
- 公用車の燃費を把握します。



#### 【2】公用車の適正な使用

長距離の出張・移動の際は、公共交通機関の利用や次世代自動車を優先的に使用します。

## 施設等の整備・管理（ハード面）

### 【1】次世代自動車の導入

公用車の新規導入・更新にあたっては、次世代自動車の導入に努めます。

#### 次世代自動車

次世代自動車は、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質等の大気汚染物質の排出量の少ない、または全く排出しない、燃費性能に優れている等の環境にやさしい自動車です。

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等が挙げられます。



## 4-4 その他の取組

### 4-4-1 水資源の有効利用及び水使用量の削減

#### 日常の取組（ソフト面）

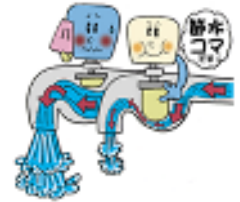
##### 【1】節水の励行

食器類の洗浄や手洗い等にあたっては、水道の蛇口をこまめに閉じ節水に努めます。

#### 施設等の整備・管理（ハード面）

##### 【1】節水型機器の導入

施設の新設・改修にあたっては、節水型機器の導入に努めます。



##### 【2】雨水の有効利用

施設の新設・改修にあたっては、散水等への雨水利用のため雨水貯留等を導入し、雨水の有効利用に努めます。

### 4-4-2 紙資源の有効利用及び紙使用量の削減

#### 日常の取組（ソフト面）

##### 【1】用紙類の合理的な使用

○庁内におけるコピーや印刷は、両面コピー・両面印刷を徹底するとともに、縮小コピー等印刷方法を工夫します。

○コピー使用前及び使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防ぎます。

○受け取った封筒は、市役所内の資料送付用等に有効活用します。

○会議等では、資料の枚数や部数についても出席人数等を精査・把握し必要最小限とします。

○冊子、パンフレット、ポスター、広報誌等を印刷する際には、必要性、発行回数、発行部数、ページ数を精査し必要最小限とします。

○会議では、資料入れ封筒の使用を控えます。

##### 【2】環境に配慮した紙製品の購入

印刷物の製作にあたっては、再生紙を使用していることを表示します。

#### 施設等の整備・管理（ハード面）

##### 【1】用紙類の合理的な使用の管理

コピー用紙の使用量の把握・管理に努めます。

##### 【2】環境に配慮した紙製品の購入

○コピー用紙は、グリーン購入法に基づき総合評価値が80以上の製品を購入します。

○トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を購入します。

### 4-4-3 廃棄物の抑制・リサイクルの推進

#### 目常の取組（ソフト面）

##### 【1】減量化の推進

- 課内から出るごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めます。
- 容器や包装紙等はすぐに廃棄物として処分せず、再利用等に努めます。
- シュレッダーの利用は個人情報を含む文書等に限定します。
- 物品を購入する際、不要な包装箱等は可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいます。
- 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取りません。
- 紙コップや割り箸等、使い捨て製品の購入及び使用を自粛します。
- 過剰包装やトレイに入った商品は避け、簡易包装された物品の購入に努めます。

##### 【2】生ごみ堆肥化の推進

職場から出る生ごみを堆肥化し、花壇やグリーンカーテン等への利活用に努めます。



##### 【3】食品ロス削減の推進

食べ物を注文等する際には、食べられる範囲の量にし、食べ残さないようにします。

#### 施設等の整備・管理（ハード面）

##### 【1】リサイクルの推進

資源回収品目を10項目とし、確実に分別・回収します。（①新聞紙②段ボール③シュレッダーくず④コピー用紙⑤雑紙⑥プラスチック製容器包装物⑦金属類⑧電池⑨空き缶・スプレー⑩空きびん）

##### 【2】公共事業における環境配慮

- 施工にあたっては、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努めます。
- 現場内で活用・利用できない建設発生土等の建設廃棄物については、他の公共事業と情報交換や調整を行い、工事間での建設廃棄物の再利用に努めます。

### 4-4-4 グリーン購入の推進

#### 目常の取組（ソフト面）

##### 【1】環境に配慮した製品の購入・使用

- 事務用品や事務機器は、環境ラベリング商品（エコマーク、グリーンマーク等）を積極的に購入・使用します。
- 再利用が可能な物品、長期使用が可能な物品の購入に努めるとともに、故障や不具合の際には可能な限り修繕し長期使用します。
- 遊休物品については、掲示板等の活用により有効利用に努めます。
- 詰め替え可能な製品（文具、洗剤等）を使用します。

#### 施設等の整備・管理（ハード面）

##### 【1】環境に配慮した製品の購入・使用

建設資材等は、県産材を使用した原材料の選択を推進します。

## 4-5 地域への取組

### 茨城県央地域定住自立圏の取組

茨城県央地域定住自立圏は、中心市である水戸市において、県央地域（本市を含む9つの市町村）を対象とした圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集的に整備するとともに、圏域において必要な生活機能を確認し、互いに役割を分担しながら、連携、協力することによって、圏域全体の活性化を図ることを目的としています。

#### 環境分野事業「CO2削減 エコライフチャレンジ」

当事業期間中、職員、小学生、市民を対象に、温暖化防止に役立つ省エネ、節電を心がけた生活を励行します。

#### 地域公共交通分野事業「ノーマイカーウィーク」

当事業期間中、職員、事業所を対象に、通勤において、マイカー利用を控え、鉄道や路線バス等の公共交通の利用をはじめ、自転車、徒歩、マイカーの相乗り等の環境負荷の軽減に配慮した通勤行動を励行します。

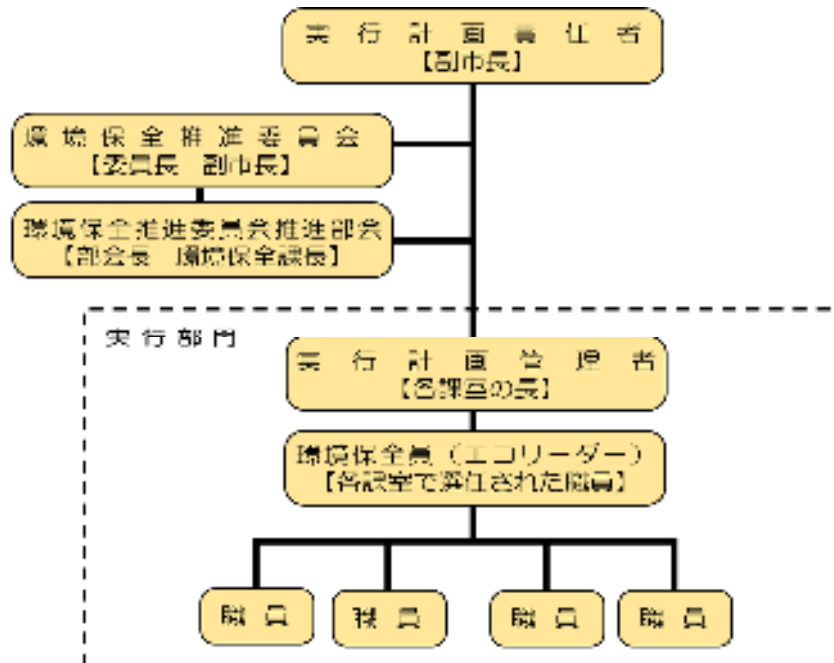


茨城県央地域定住自立圏構成市町村

## 第5章 計画の進捗管理

### 5-1 推進体制

本計画は、以下の体制で実施します。



第3次エコオフィス計画の推進体制

表 第3次エコオフィス計画の推進体制

体制	役割
実行計画責任者 【副市長】	本計画の実行・運用に関する責任者として、計画の推進・進捗管理を統括します
環境保全推進委員会 【委員長 副市長】	本計画の推進を図るために、計画の策定・改訂及び点検・評価結果等を踏まえた改善方策等の検討を行います。
環境保全推進委員会 推進部会 【部会長 環境保全課長】	環境保全推進委員会の下部組織として、本計画の実行・運用状況の点検・評価を行います。
実行計画管理者 【各課室の長】	環境保全員（エコリーダー）を選任・統括するとともに、各課室における取組の推進・進行管理を行います。
環境保全員（エコリーダー） 【課室毎で選任された職員】	自ら取組の率先垂範に努めるとともに、職場職員への意識啓発を行います。また、毎年度、環境に対する意識等の実態調査を実施します。
事務局 【環境保全課】	本計画の運営全般に係る事務局として、環境負荷及び環境に対する意識調査等の実態調査のとりまとめ等を行うとともに、職員研修等を実施し、庁内への普及啓発に努めます。



## 5-2 進捗管理の仕組み

本計画は、短期・中期・長期の期間単位のPDCAサイクル及び各期間内における1年単位のPDCAサイクルにより、継続的改善を行いつつ、推進します。

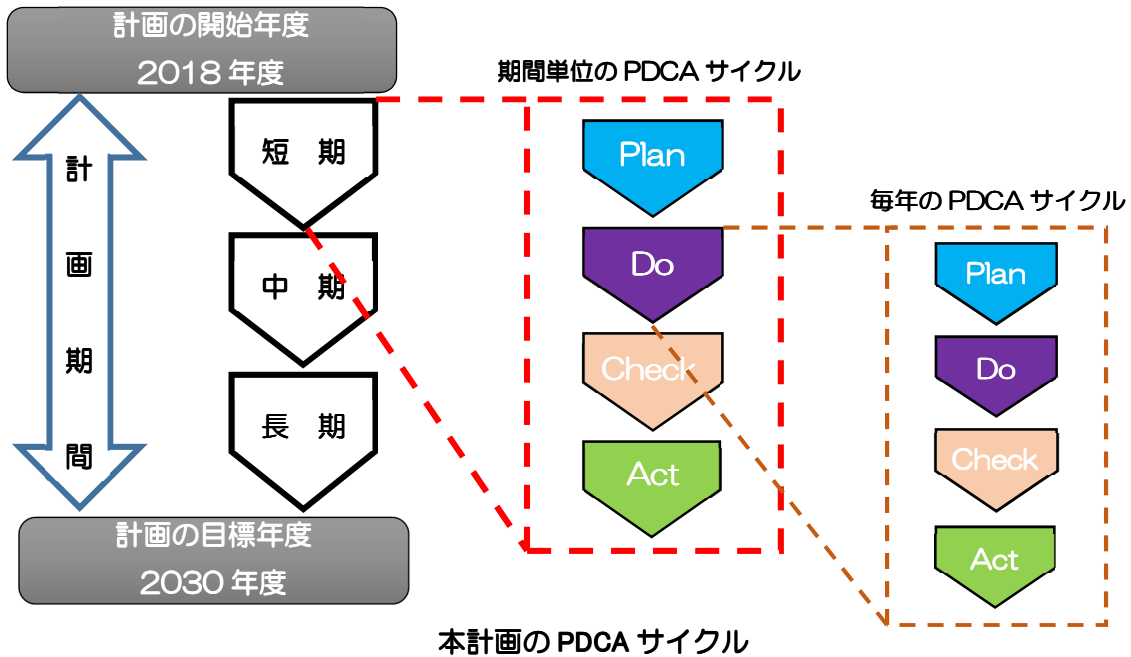


表 PDCAの各段階における取組

段階		内容	
期間単位のPDCA			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的事項の検討</li> <li>• 基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握</li> <li>• 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討</li> <li>• 目標達成に向けた具体的な取組の検討</li> <li>• 計画の進捗管理の仕組みの検討</li> <li>• 計画の策定・改定及び公表</li> </ul>	
毎年のPDCAサイクル			
		計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スケジュールの設定</li> <li>• 職員への周知</li> </ul>
		実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各課室の管理</li> <li>• 研修等の開催</li> </ul>
		評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取組状況，温室効果ガス総排出量の集計</li> <li>• 取組の分析・評価</li> </ul>
		改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実行計画統括責任者（市長）への報告</li> <li>• 次年度の取組の見直し</li> </ul>
	評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 期間内の実績の集計，達成状況の確認</li> <li>• 機関内の取組の状況確認，評価</li> </ul>	
	改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画改定の要否に係る検討及び判断</li> <li>• 改定スケジュールの検討</li> </ul>	

### 5-3 職員に対する意識啓発

本計画で定める取組を全庁的に展開し実効性のあるものとするため、取組主体である職員の環境意識の高揚に努めます。

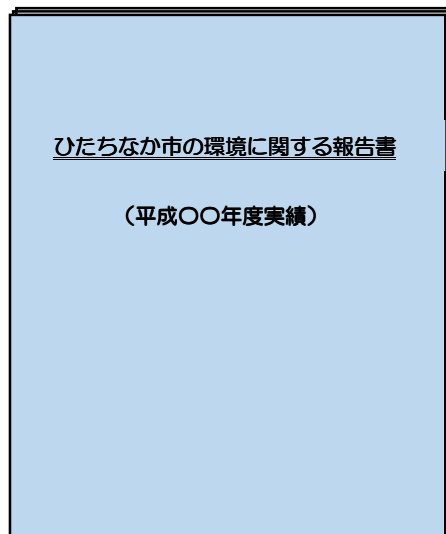
- 市の事務及び事業活動における環境保全や環境負荷低減に関する提案やアイデアを、業務改善提案制度を活用し職員から募集します。
- 環境負荷低減及び地球温暖化対策等に関する知識や情報の提供を行います。
- 環境に関する研修や講演会、シンポジウム等の開催情報を積極的に提供します。
- 職員は地域の環境保全活動や地域清掃等へ積極的に参加することを推奨します。

### 5-4 公表

地球温暖化対策の推進に関する法律では、本計画の取組や進捗状況等について、公表することが義務付けられています。本市では、市ホームページ、ひたちなか市の環境に関する報告書等において、公表します。



市ホームページ



環境に関する報告書

### 5-5 計画の適用

本計画は、2018年度（平成30年度）から適用します。